

## 1. 自治事務

| 手続名  | 根拠規定                        | オンライン化できない理由 | オンライン化できない理由(内容)等   |
|--|-----------------------------|--------------|---|
| 死産の届出  | 死産の届出に関する規程第4条              | 4            | 市町村においては、出生・死亡等の届出の戸籍事務と死産の届出を一体的に取扱っており、届出件数の多い、戸籍事務のシステム整備の動向を踏まえて検討。   |
| 犬の登録の申請・登録・鑑札の交付                                     | 狂犬病予防法第4条第1項                | 4            | 鑑札は木の板であり、現物であることが必要であることから、15年度までのオンライン化実施方針の提示は困難。  |
| 鑑札の再交付の申請・再交付  | 狂犬病予防法施行令第1条の2              | 4            | 鑑札は木の板であり、現物であることが必要であることから、15年度までのオンライン化実施方針の提示は困難。  |
| 注射済票の交付に係る提示・交付                                      | 狂犬病予防法第5条第2項                | 4            | 提示の際に現物を要するため、オンライン化実施方針の提示は困難。   |
| 注射済票の再交付の申請・再交付                                      | 狂犬病予防法施行令第3条                | 4            | 提示の際に現物を要するため、オンライン化実施方針の提示は困難。   |
| 被保険者証の交付申請   | 介護保険法施行規則第26条(介護保険法第12条第3項) | 4            | 現状、介護保険法施行規則第26条第2項の規定により、第2号被保険者が被保険者証を入手する際には、医療保険の保険者証(現物)等を提示しなければならないことから、電子化方針の検討に時間を要するため15年度までの実施方針提示困難 |
| 被保険者証の検認、更新手続  | 介護保険法施行規則第28条               | 4            | 現状、介護保険法施行規則第28条第2項の規定により、被保険者証の提出及び対面審査を要することから、電子化方針の検討に時間を要するため15年度までの実施方針提示困難                               |
| 標準負担額の減額認定に係る申請手続                                    | 介護保険法施行規則第79条の3             | 4            | 現状、介護保険法施行規則第79条の3第3項の規定により、被保険者証の提示及び対面審査を要することから、電子化方針の検討に時間を要するため15年度までの実施方針提示困難                             |
| 標準負担額の減額認定に関する特例措置の申請手続                              | 介護保険法施行規則第79条の5             | 4            | 現状、介護保険法施行規則第79条の5第3項及び第4項の規定により、被保険者証の提示及び対面審査を要することから、電子化方針の検討に時間を要するため15年度までの実施方針提示困難                        |
| 特別事情に関する届出   | 国民健康保険法施行規則5条の8第1項、第2項      | 4            | 届出の機会を活用し、保険料の納付指導・納付相談の必要性があるため、15年度までの実施方針提示困難  |
| 老健法の規定による医療の届出(資格証明書の場合)                             | 国民健康保険法施行規則5条の9第2項          | 4            | 届出の機会を活用し、保険料の納付指導・納付相談の必要性があるため、15年度までの実施方針提示困難  |
| 特別療養費の支給申請   | 国民健康保険法施行規則27条の五            | 4            | 届出の機会を活用し、保険料の納付指導・納付相談の必要性があるため、15年度までの実施方針提示困難  |
| 被保険者資格証が交付されているため、特別療養証明書の交付を受けていない者が老健法の適用となったときの届出 | 国民健康保険法施行規則28条第9項           | 4            | 届出の機会を活用し、保険料の納付指導・納付相談の必要性があるため、15年度までの実施方針提示困難  |
| 被保険者資格証が交付されているため、特別療養証明書の交付を受けていない者の特別の事情の届出        | 国民健康保険法施行規則28条第10項          | 4            | 届出の機会を活用し、保険料の納付指導・納付相談の必要性があるため、15年度までの実施方針提示困難  |
| 特別事情の届出(保険給付の一時差し止め時)                                | 国民健康保険法施行規則32条の三            | 4            | 届出の機会を活用し、保険料の納付指導・納付相談の必要性があるため、15年度までの実施方針提示困難  |
| 所管手続数合計  |                             | 15           |   |

## 2. 第一号法定受託事務

| 手続名  | 根拠規定                         | オンライン化できない理由 | オンライン化できない理由(内容)等                                |
|--|------------------------------|--------------|--|
| 国民生活基礎調査(世帯主、世帯員による申告)、(調査員等の指定する世帯員による申告) | 国民生活基礎調査規則第10条第1項、第2項<br>統計法 | 4            | 調査員による対面審査を要するため、システム検討、整備に時間を要する。               |
| 毎月勤労統計調査(特別調査事業所の申告義務)                     | 毎月勤労統計調査規則第16条第3項(統計法)       | 4            | 調査員による対面審査を要するため、システム検討、整備に時間を要する。               |
| 歯科技工士の試験の手続                                | 歯科技工士法第12条第2項                | 4            | 不正受験防止のため、写真と本人との照合には、身分証明書等により行う必要があるためオンライン化困難 |
| 管理栄養士免許証の書換え交付                             | 栄養士法施行規則第6条の5                | 4            | 現物が必要なため、現時点での技術では実施方針の提示は困難。                    |
| 管理栄養士免許証の再交付申請                             | 栄養士法施行規則第6条の6                | 4            | 現物が必要なため、現時点での技術では実施方針の提示は困難。                    |

別添地方4A  
地方公共団体が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続

| 手続名                     | 根拠規定                        | オンライン化できない理由 | オンライン化できない理由(内容)等   |
|-------------------------|-----------------------------|--------------|---|
| 児童扶養手当認定の請求             | 児童扶養手当法第6条第1条、同法施行規則第1条     | 4            | 現状、対面による審査が必要なため、電子化方策の検討に時間を要するため15年度までの実施方策提示困難   |
| 児童扶養手当額の改定の請求(増額)       | 児童扶養手当法第8条第1条、同法施行規則第2条     | 4            | 現状、対面による審査が必要なため、電子化方策の検討に時間を要するため15年度までの実施方策提示困難   |
| 児童扶養手当受給資格及び所得に関する現況の届出 | 児童扶養手当法第28条第1条、同法施行規則第4条    | 4            | 現状、対面による審査が必要なため、電子化方策の検討に時間を要するため15年度までの実施方策提示困難   |
| 児童扶養手当受給者の氏名変更の届出       | 児童扶養手当法第28条第1条、同法施行規則第5条    | 4            | 現状、対面による審査が必要なため、電子化方策の検討に時間を要するため15年度までの実施方策提示困難   |
| 児童扶養手当受給者の住所変更の届出       | 児童扶養手当法第28条第1条、同法施行規則第6条    | 4            | 現状、対面による審査が必要なため、電子化方策の検討に時間を要するため15年度までの実施方策提示困難   |
| 児童扶養手当受給資格喪失の届出         | 児童扶養手当法第28条第1条、同法施行規則第11条   | 4            | 現状、対面による審査が必要なため、電子化方策の検討に時間を要するため15年度までの実施方策提示困難   |
| 児童扶養手当の未払いの手当の請求        | 児童扶養手当法第28条第1条、同法施行規則第12条の4 | 4            | 現状、対面による審査が必要なため、電子化方策の検討に時間を要するため15年度までの実施方策提示困難   |
| 保護開始の申請                 | 生活保護法第24条第1項                | 4            | 現在の生活保護制度における面接相談機能の重要な位置付け、それを踏まえて面接相談を通じ保護の申請を行っている実態、を踏まえると、保護の申請手続をオンライン化することは、生活保護制度に大きな影響を及ぼす結果となるため困難。このため、当該オンライン化については、実現性はかなり困難視されるものの、上記「及び」を克服できるかどうかという観点から、介護保険制度の見直し(平成12年4月の施行後5年を目途)の際に行うこととされている生活保護制度の在り方の検討の中で、その可否も併せて検討。  |
| 保護変更の申請                 | 生活保護法第24条第5項(同条第1項準用)       | 4            | 現在の生活保護制度における面接相談機能の重要な位置付け、それを踏まえて面接相談を通じ保護の申請を行っている実態、を踏まえると、保護の申請手続をオンライン化することは、生活保護制度に大きな影響を及ぼす結果となるため困難。このため、当該オンライン化については、実現性はかなり困難視されるものの、上記「及び」を克服できるかどうかという観点から、介護保険制度の見直し(平成12年4月の施行後5年を目途)の際に行うこととされている生活保護制度の在り方の検討の中で、その可否も併せて検討。  |
| 医療券の発給                  | 指定医療機関医療担当規程第2条             | 4            | 医療券の発給手続は、医療扶助(保護)の申請に基づいて行うものであるが、現在の生活保護制度における面接相談機能の重要な位置付け、それを踏まえて面接相談を通じ医療扶助の申請を行ってもらい医療券を発給している実態、を踏まえると、医療券の発給手続をオンライン化することは、生活保護制度に大きな影響を及ぼす結果となるため困難。このため、当該オンライン化については、実現性はかなり困難視されるものの、上記「及び」を克服できるかどうかという観点から、介護保険制度の見直し(平成12年4月の施行後5年を目途)の際に行うこととされている生活保護制度の在り方の検討の中で、その可否も併せて検討。 |
| 所管手続数合計                 |                             | 15           |   |

注1) 本表は、平成15年度までにオンライン化実施方策を提示することが困難であるものについて記載している。

注2) 「オンライン化できない理由」欄には、「申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合」は「1」、「申請者への対面審査(出頭の義務付け)を要する場合」は「2」、「その他の場合(手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。)」は「3」、「オンライン化条件整備はするが、平成15年度までに実施困難な場合」は「4」と記述している。